

資料No.8	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和6年3月7日【保健福祉部国保医療課】
--------	---

令和6年度の国保税について

令和6年1月15日に確定係数による国保事業費納付金が通知された結果、前回の常任委員会でお示しした仮係数による納付金額から大幅な変動がなかったため、税率の据え置きを予定しております。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分	納付金額	仮係数 【R5.11.15通知】 令和5年度 予算要求内示額	確定係数 【R6.1.15通知】 納付金確定額	対 比
医療分		1,196,347,000 円	1,192,508,901 円	-3,838,099 円
後期高齢者支援金分		336,687,000 円	325,379,639 円	-11,307,361 円
介護分		87,973,000 円	85,065,867 円	-2,907,133 円
合計		1,621,007,000 円	1,602,954,407 円	-18,052,593 円

(2) 令和6年度 国民健康保険税率

		現行税率	仮係数 (市町村算定方式)	確定係数 (市町村算定方式)	現行税率 との差
医療分	所得割	9.38%	8.85%	8.82%	-0.56%
	均等割	26,800 円	27,947 円	27,841 円	1,041 円
	平等割	25,900 円	26,252 円	26,152 円	252 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.95%	2.83%	2.72%	-0.23%
	均等割	8,600 円	9,103 円	8,757 円	157 円
	平等割	8,100 円	8,340 円	8,022 円	-78 円
介護分	所得割	2.35%	2.20%	2.12%	-0.23%
	均等割	9,100 円	9,242 円	8,890 円	-210 円
	平等割	5,600 円	6,032 円	5,802 円	202 円

(3) 賦課限度額の引き上げ

後期高齢者支援分の賦課限度額は、令和5年3月31日に改正された地方税法施行令にて定められた法定課税限度額に合わせ、引き上げとなります。

対象区分	現行	改正後
後期高齢者支援金分	20 万円	22 万円

(4) 法定軽減基準額の改正(案)

均等割と平等割の軽減措置について、国の定める基準に合わせて改正を予定しております。

軽減判定所得	現行	改正案
7割軽減 基準額	基礎控除額43万円 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数－1)	改正なし
5割軽減 基準額	基礎控除額43万円+ 29万円 ×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数－1)	基礎控除額43万円+ 29.5万円 ×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数－1)
2割軽減 基準額	基礎控除額43万円+ 53.5万円 ×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数－1)	基礎控除額43万円+ 54.5万円 ×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数－1)

※地方税法施行令の改正日は、令和6年3月31日が見込まれることから、専決処分による恵庭市国民健康保険税条例の改正を予定しております。